

平成 26 年 4 月 1 日

(公社) 福岡県樹芸組合連合会 行動計画 (第 2 回)

職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくり、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標

すでに就業規則に定めのある、子が 3 才に達するまでの期間の短時間勤務、看護休暇や妊娠中または出産後の健康診断のための特別休暇の利用を促進する（子育てに関係する特別休暇の取得のための措置の実施）

<対策>

平成 26 年 4 月～ 説明会（全職員参加）を開き、取得しやすい雰囲気作りに努める

- ① 仕事と子育ての両立の重要性について
- ② 就業規則の周知
- ③ 職員の積極的な取得を促す

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標

年次有給休暇の取得を促進する（年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施）

<対策>

平成 26 年 4 月～ 仕事と生活の調和のとれた働き方についての説明会（全職員参加）を開くとともに、少人数の職場であるため職員間で効率的に休暇を取得できるように、定期的なミーティングで計画をたてる

平成 26 年 4 月～ 職員に子育て支援の必要性を認識させ、職員各自の子弟の保育、学校行事への積極的参加を奨励する